

令和 7 年度浜田市国保診療所の診療体制について

健康福祉部健康医療対策課

令和 7 年度から次のとおり、浜田市国保診療所の診療日等を変更いたします。

1 変更内容

- ・すべての診療所において、土曜日は休診日とします。
- ・波佐診療所以外は、土曜日の診療分を金曜日の午後に振り替えます。

診療所名	変更前	変更後
大麻診療所	第 2、第 4 土曜日午前のみ	第 1、第 3 金曜日午後のみ
波佐診療所	月～土 ※金は午前のみ ※土は第 1、第 3 午前のみ	月～金 ※金は午前のみ
あさひ診療所	月～土 ※金は午前のみ ※土は第 2、第 4 午前のみ	月～金 ※金の午後は第 1、第 3 のみ
弥栄診療所	月～土 ※金は午前のみ ※土は第 2、第 4 午前のみ	月～金 ※金の午後は第 1、第 3 のみ

※ これまで休診としておりました波佐診療所小国出張所は、閉所とさせていただきます。

2 土曜日を休診日とする理由

- ・医師の働き方改革による影響を見据えた医療体制を構築するため
- ・医師派遣を受けやすくするため
- ・県内のほとんどの公立医療機関が土曜日診療を行っていないため

3 今後の予定

診療日の変更について、地域の皆様に対して周知を行い、ご理解いただけるように努めます。

特に、土曜日に受診されていた患者の皆様には、丁寧な説明と調整を行ってまいります。